

山口左七郎の祖父

—山口家文書の紹介(その2)—

福田 以久生 滝本 可紀
河内 光治 野崎 昭雄

はじめに

本学人文社会系関係教員数名を以て構成する「北湘近代史研究会」は、数学科助教授山口匡一氏所蔵の家伝史料の整理と解説を進めつゝ、すでに、「山口家文書とその目録」(本学研究報告A-3)、「大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち—山口家文書の紹介(その1)」(同誌A-4)を発表した。本稿はこの二篇につづく第三報告であり、山口左七郎の養祖父山口左司右衛門真純と養父作助恒固(亀之助・隣之助)の二人に関する史料を、若干の解説を加えつゝ紹介しようとするものである。

足柄上郡金子村の間宮若三郎の二男仁三郎が、山口作助恒固となみ夫妻の養嗣子となって山口左七郎と改名したこと、左七郎の養父に当る作助は幼名を亀之助といふ、のち隣之助とも称したが、夫婦養子と

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

なって左司右衛門真純と称した旧姓水島喜三郎の実子であることなど、左七郎の祖父及び父に当たる人々との系譜関係については、すでに前稿で述べた。また、山口家に伝わる史料群をみると、地頭である旗本間部家関係の史料がすくないが、山口家に直接関連するものは、この祖父左司右衛門真純に関わる時代以後に属していることも、前々号の目録で明らかである。本稿がまずこの二人をとりあげる理由は、おゝむね以上によって知られるであろう。

一 山口左司右衛門真純関係史料

左司右衛門真純は、相模国土屋村の水島五郎右衛門邦義の三男で幼名を喜三郎といふ、三神嘉司右衛門の娘たき(滝)と共に夫婦養子となって山口家を嗣いだ。しかし、かれの生年はもちろん、嗣家督の年代、没年などは不明である(前稿、四八ページ参照)。目録の上では、

文政六年（一八二三）から天保九年（一八三五）までに、発行文書が一点、受領文書が十三点、残っている。以下、順次に原文を掲載する。

135 金子借用証文

借用中金子之事

一金七両也[㊦]

右金子之儀者、御屋敷株御賄金ニ差詰り、貴殿之御無心由処、実正也[㊦]。返済之儀者、出来次第急度返済可申[㊦]。為後日借用証文仍而如件

白根村

享和三年亥極月

借主左兵衛[㊦]

（一八〇三）

石蔵村

佐次右衛門殿

左兵衛が、一家を創立する時に上納すべき冥加金である屋敷株金に差支えて、左次右衛門から借金した時の証文である。

なおこの文書を目録（A-3）では、享保三年と訓んで135号にいられたが、後日点検したところ、享和三年の誤りであった。したがって、編年順では140号の次に入るのが正しい。今は元の番号のまゝに紹介するが、この際、不備を陳謝して訂正する。

143 田地小作証文

田地小作預り証文之事

一 田老反老畝拾式歩 小作入米六俵三斗成し

但見酉式反別

内老斗去引

右ハ此度我等勝手に付、水車相始渡世仕度[㊦]由処、其許御所持ノ田地堤え懸り、水引等有之、殊に水車地統に付、格別勝手とも相成[㊦]由間、押て御無心申入、小作に預り申[㊦]由実正也。其年限の儀は当未の年より、来る辰年まで拾ヶ年季と相定申[㊦]。然上は如何様の違作又は干損水損等有之[㊦]由とも、無不作にて、米六俵式斗宛年々十一月十五日限り、堅相計可申[㊦]。万一相障り[㊦]由はゞ、加判弁納仕、貴殿え少も御苦勞相懸申[㊦]由。為後日之、小作預り証文仍而如何。

（一八二三）

三ノ宮村

文政六年

未三月日

小作預主

佐兵衛[㊦]

請人

庄右衛門[㊦]

証人

儀右衛門[㊦]

石蔵村

佐治右衛門殿

近世の農民は、その耕作する田地は領主から御恩によって預けられているのが建前であった。そのため、自由に田畠を売買することは禁止されている。しかし実際は、この文書に示されている通り、水車小屋に必要な土地を購入する代わりに小作として借耕する形態をとったのである。一般に、田畑を担保とした質地証文が近世地方文書には少なくないが、年期売りや質入れの形をとって、実際には売却した場合が多い。その際、売主は買主の小作となる。

144 先納証文

先納証文之事

一金五兩也

但し文金也

右金子の儀は、我等地頭所御賄頭金に差支、貴殿え御無心中、只今慥に更取申処実正也。返済の儀は、来る酉の十一月皆済の砌り、式割勘定を差加へ、其元田畑御無貢御上納の内にて指引勘定仕、急度返済可申ひば、為後日先納証文仍而如件

上子安村

文政七年申の十二月

名主源右衛門

印

組頭

甚兵衛

印

佐治右衛門殿

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

146 田地小作証文

文政十一年

田地小作証文

三の宮

五ヶ年季

佐次兵衛俣

庄藏

田地小作預り証文の事

一田老反老畝拾式歩

小作入米六表三斗成

但見酉式反歩余

内米老斗去引

右は此度我等勝手に付、水車相初渡世仕度所、其元御取持の田地堰え懸り水引等有之、殊に水車地続に付、格別勝手にも相成ひ間、押て御無心中申入、小作に預申所実正也。但し年季の議は、当子年より辰年迄五ヶ年季に相定申ひ。然上は如何様の違作又は干損風損等有之共、無不作にて米六表式斗宛、年々十一月十五日限、急度相納可申ひ。万一相滞りひはゞ、加判弁済仕、少も貴殿え御苦勞相懸け申間敷ひ。為後日の小作預り証文、依而如件

文政十一年

三ノ宮村

子の三月

小作預り主

庄藏

印

請人

庄右衛門

印

証人

儀右衛門

印

石蔵

左司右衛門殿

143号文書と同一趣旨の小作証文である。

149 山林売渡証文

〔異筆〕
「山林売渡証文 巻通」

山林売渡申上札之事

一 浄業寺境内竹木立 員数不知

但、境は南北山岸通尤北の方圃平地藪の中松杉木伐払、廟所
最下木は相除

右は同寺再建に付、本山并兼帯中より、給々村役人共一同相頼、書
面の山林世話いたし、則代金貳拾三兩相定、今般貴殿え売渡申、当
時金五兩請取ひ。残金追々来寅年十二月中迄に、不残御渡被下ひ
趣、及御対談、山林売渡申処実正御座ひ。然る上は右御本山始一同
及相談ひ上は、横合より少も構申事無御座ひ、万々一故障ケ間敷儀
出来ひ共拙者ら一同引受け、貴殿え御苦勞相掛申間敷ひ。為後日山
林売渡一札依而如件

給々役人惣代

三の宮村

名主 鉄五郎 ㊦

同
栗原村

文政十二丑年 (一八二九)
八月廿八日
名主 専次郎 ㊦

上粕屋村

左司右衛門殿

前書之通、少も相違無御座依之本山代急奥印仍而如件

浄業寺兼帯

平間村

三観寺 ㊦

なお、目録(A-3)にこの文書の差出人を左司右衛門としたが、
それは請取人の誤植であった。訂正する。

152 質地書入借用証文

質地書入借用証文之事

一金拾老兩也 ㊦ 但し文字金也

右金子之儀は、当御年貢并に無抛要用に付、貴殿へ無心いたし、只
今慥に請取借用申処実正也。為此質物は我等源右衛門殿より、金九
兩二分にて譲請ひ。居屋敷続上畑、八畝卜見届老反三畝歩、并に作
治郎方より金五兩三年にて譲請ひ。上畑老反歩、右式ヶ所地所証文

共入置申ひ。但し返済の儀は来る□七月八日限り、壹割半の利足を加へ、元利共急度返済可申ひ。万々一相滞りひはゞ、加判の者引請証文仕置ひ質地所相渡し可申ひ。其節毛頭違乱申問敷、為後日、質地書入借用証文仍而如件

(二八三五)
天保六年

上子易借用人

十二月

喜兵衛 印

組合

利右衛門 印

口入証人

喜之助 印

親類

金治郎 印

上粕谷村字石倉

左司右衛門殿

典型的な質入証文である。喜兵衛の借金に組合をなしている農民の利右衛門他二人が連帯の保証をなした。

154 御詫下ヶ証文

(異筆)

「御詫下ヶ書

一通入」

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

一札の事

一今般私義、家内取扱の儀、老母の存意に不叶義有之由にて、貴所様へ御願の筋有え、罷出ひに付、私始組合親類一同御調の上既に御地頭所様へ、御窺可被為遊之処、時分柄と申、誠に最早八拾余歳にも相成ひ老母、何様にも任心底に、是迄私義不行届義は、厚く御詫已来孝養專一に可仕ひ間、御下げ被下ひ様願上ひ処、格別の以御勘弁を御聞濟被下、難有仕合に奉存ひ。然上は向後組合親類又々心添仕、重て御願ケ間敷義無え様可仕ひ。万一相違の儀も有之候はゞ、組合親類者共より、可申上ひ。若隠居御察当にても有之ひ節は、当人は不及申、加判の者迄何様に御取計被成ひ共、一言之義申問敷ひ。為後日加判を以一札差上申ひ所如件

(二八三五)
天保六年

当人

未十二月

浦次郎 印

親類

吉蔵 印

隣家

善兵衛 印

組合

清兵衛 印

同

伊兵衛 印

同

吉兵衛 ㊦

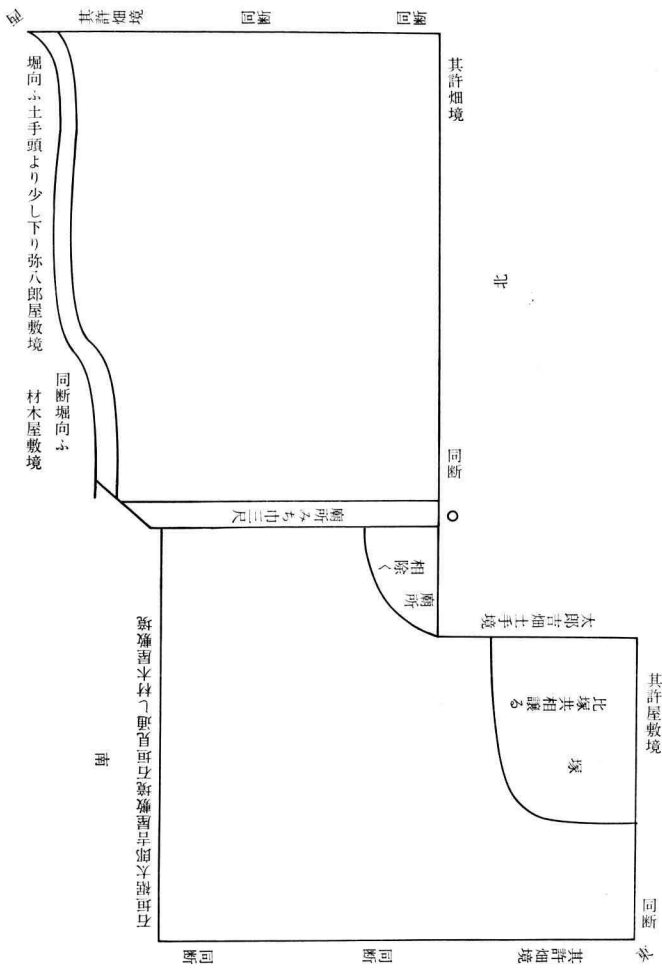
同

松五郎 ㊦

山口左司右衛門殿

御役人衆中

155 絵図入質地証文



浦次郎とその老母との間の確執の具体的内容は分からない。しかし、家族内の不和と紛争は封建社会においてはありうべからざることであり、子の立場は親に対してまことに弱かった。それが支配者をわずらわせた場合の跡始末を示す史料である。

伯母様村字原田

右絵図面境書の通少も

貸主

相違無之質地ニ□□□

亥之吉 ㊦

依而如件

親類太郎吉 ㊦

(一八三七)
天保八酉年

組合伝右衛門 ㊦

十二月

同 重左衛門 ㊦

百姓代友治郎 ㊦

組頭 安五郎 ㊦

名主 平 藏 ㊦

上粕谷村字石倉

左司右衛門殿

この文書のように、実際の地図を示すことによつて質入すべき場所を明示した証文も、数多く行われた。

156 質地借用証文

質地書入借用申金子証文之事

一金三両老分者^(マ)

但し文字金也

右金子の儀は、当御年貢并に要用差支、無抛加判を以、貴殿え御無心申、唯今慥に請取借用申処実正也。為此質物の仁倉惣右衛門分、

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

所は山王原にて下畑六畝廿式步分、米式斗式合。地代金三両三分の

地所、証文共入置申ゆ。但し返済の儀は来十一月十五日限り、老割

五分の利足差加え、元利共急度返済可申ゆ。万々一相滞ゆはゞ、加

判の者引請、右質物証文仕直し相渡し可申ゆ。其節毛頭違乱申間

敷、為後日質地書入借用申金子証文依而如件

(一八三八)
天保九戌年三月日

白根村

借用主 和 吉 ㊦

親類

預人 庄左衛門 ㊦

石倉

引請人伊兵衛 ㊦

組頭代

百姓代 平左衛門

名主 文右衛門 ㊦

上粕屋村字石倉

左司右衛門殿

164 借用証文

先納借用証文の事

一錢貳貫貳百拾四文

右は先般 御地頭所様御類焼に付、御長屋御普請金高割を以被仰付、則割府の通儀に請取申所実正也。且返済の儀は、当巳十一月田方御年貢取五の節引去り勘定可致し。為後日借用証文、仍而如件

竹尾戸一郎知行所

上子安村

百姓代 善右衛門 印

弘化二巳年三月 組頭 久三郎 印

同 次右衛門 印

同 仁兵衛 印

名主 利兵衛 印

糒屋村

佐次右衛門殿

領主は自己の必要とするものを領内の支配下農民に恣意的に賦課した。その際、領内でおこる波紋は、下層農民の困窮と、上層農民のそれを奇貨とした経済的拡大である。

168 御託入証文

(表紙・異筆)

「弘化四未年	秋山谷にて
十二月	定右衛門 俸
上	定五郎
	清左衛門 俸
	金太郎

御託入申一札事

一今般貴殿御所持字観音山にて、私共兩人松立木伐取申し処、御察当に預り一言の申訳御座無、既に御掛り御役人へ御届け被成旨被御申聞奉驚入、左に依ては私共何様の取_(計)斗に預り可申哉、其儀難斗奉為、私共兩人全く心得違の段、先悲後悔仕。右に付組合を以度々御詫申上し得共、御聞濟無御座し。又々金光寺様并に浦次郎殿御兩人へ取綴り相歎き、是悲_(非)共御聞濟被下し様御詫願上しに付、御勘弁も難相成所、格別の御勘弁を以御内濟被下、難有仕合奉存し。然る上は以来の儀、貴殿御所持の山字黒岩より私共近近辺、兩人にて野火等是不申及、猥り薪木成とり伐取者無之様、急度山廻り相勤め可申し。加判一同よりも当人方え篤と申聞、右の段急度為相勤め可申し。万一野火等又は少々たり共盗木等有之

儀、御見聞の上御察当に預りゆはゞ、山見廻り方等閑に相当り
仲間、其砌は何様に被御申立ゆ共、一言の違乱申間敷ゆ。為後日
一同連印を以、御詫一札入置申処、依て如件。

(二八四七)
弘化四未年

定右衛門伴

十二月

当人 定五郎 印

組合 定右衛門 印

同 源 蔵 印

同 勝 蔵 印

清左衛門伴

当人 金太郎 印

同人組合七五郎 印

同 善右衛門 印

同 国左衛門 印

立合人浦次郎 印

左司右衛門殿

前書の通り相違無御座ゆ。依て奥印致しゆ。

以上

金光寺 印

以上が、左司右衛門にあてられた質地証文・借用証文・お詫証文の
類である。もって、かれの村内における社会的地位および経済的活動

山口左七郎の祖父 (福田・滝本・河内・野崎)

の一端が知られるであろう。

その他、かれは、

145 宗源寺本堂修覆頼母子仕方帳

147 御改革御取締筋二付、組合式拾五ヶ村役人連印帳

に名を連らねている。

前者は、文政九年(一八二六)の十一月のもので、修復の頼母子

は、

「 仕方左の通り

一、宗連四拾五人講

老口分掛け金歩づゝ

四拾五口募り金高

金式拾式両分也

此内金式拾両也

本籤当り掛金

引残り

金式両式分也 座料

割返し

花共」

というものであり、会主は宗源寺であった。山口左司衛門は油屋庄兵
衛なる人物と二人で引受人となるとともに、五人の世話人をえらんで
頼母子を始めた。しかも、かれ自身、最高の十口で加入している。

179 頼母子満会金三組立合誌勘定仕立金残金割渡帳 は、天保十三

年（一八四二）霜月十六日に始められた頼母子の満会の清算書であるが、子易組・七五三引組・峰岸組の三組の代表がそれぞれ元利を清算した請取帳であるが、その清算を終了した嘉永七年（一八五四）の七月、三組の責任者は左司右衛門に対し、次のような報告を提出した。

右頼母子満会金の義は、会毎足し金其外諸経費差引金、残金の儀は最初取立の砌り、議定取極め置け通り、組々引請口数え割合、一同立合諸勘定仕、少も相違無御座い。前書割合の通り、右金元利とも不残御渡被成、慥に請取申候。然る上は已来共右勘定に付、一切出入無御座い。為念連印仕りい。

（一八五四）
嘉永七年

寅七月日

子易組

五兵衛 ㊦

善兵衛

伝 吾 ㊦

七五三引組

桑右衛門 ㊦

周蔵改め

長 助 ㊦

峰岸組

庄三郎 ㊦

市左衛門

山口左司右衛門様

このように、村内の惣代名主であったかれは、近隣村々の惣代とともに連署の規定をもちかわしている。農村共同体の鎮守の祭礼にかんする

173 為取替規定一札之事 はそれである。

為取替規定一札の事

一大槻村天王宮例年神事祭礼の儀は、毎年六月七日社仲より御輿二人足を以、宿矢名御旅館迄渡輿、同十二月同所薬師境内にて、神楽執行、同十三日夜還御、右祭礼中互に取締行届意可申次第に成行、無余儀近来神輿御旅所渡輿の儀は休年に相成居い処、今般左の名前銘々休祭の義は、神慮にも応じ申間敷段、双方え懸合衆□□行届、但古例□聞、当年より前々の通神事執行可致筈。附ては祭礼中取締方、先前の振柄に准じ、氏子一同心得所、已来区々に不相成様、規定におよびい処左の通。

一六月七日天王宮神輿御旅所宿矢名迄渡輿の儀は、双方より人足差出可申い。其節互に村方人足は勿論、参詣に罷越い者迄騒立混雑不致い様申渡置、尤双方より村役人附添見張御□持方等迄、氣を

付可申事。

一同十二日の儀は、前日大槻村へ届、無宿にて神輿持限り、御旅中薬師境内にて、神楽執行、同夜中迄、例年参詣群集有□ 双方氏子のもの皆参詣いたしゆ共、騒立混雑不致ゆ様、双方より村役人附添見張ものを付可申ゆ。尚又他村より参詣のもの、迷惑に不相成ゆ様、心掛取計可申事

一同十三日夜神輿還御の節は、大槻村より人足差出、銘々鎮り宿より老人も出申間敷ゆ古例に御座ゆ。此段急度相守可申ゆ。尤御輿引取節は、宿外迄早々持出し、宿内にて手間取申間敷ゆ事。

右の通旧例まかせ、天王宮神事祭礼中取締筋心得方、区々不相成ゆ様取極規定およびゆ処相違無御座ゆ。然る上は、小前末々のもの迄此段申聞置、永久忘却無之、神事祭礼無□□執行可仕ゆ。万一祭礼中何様の義にて、心得違の者出来ゆ共、双方役人にて引受、万事難混無之様申合、実意取計可申ゆ。為念、為取替規定一札仍て如件。

南大槻村

(一八五二)
嘉永五子年

名主

五月

市藏

北大槻村

名主

彦三郎

宿矢名村

名主

重郎兵衛

組頭

米吉

同

庄吉

与頭

伊太郎

前書の通相違無御座ゆ間、輿書致印形ゆ。以上

曾屋村組合大惣代

古屋村

名主

立合人 宗治郎

上大槻村

名主

” 増右衛門

伊勢原村組合大惣代

落幡村

名主

” 仁左衛門

石倉村

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

名主

佐治右衛門

嘉永五子年六月三日、宿矢名村龜二郎殿より使を以印形貰ひ参りゆに付、調印致し遣りゆ。

を示す。

150 年中御勝手向御入用積帳

表紙

<p>(一八三三) 天保四巳年四月改</p> <p>御地頭所様</p> <p>年中御勝手向御入用積帳</p> <p>相州大住郡上粕谷村</p> <p>山口左司右衛門</p>
--

- 148 葉之覚
- 150 年中御勝手向御入用積帳
- 159 村内小前役人会取極メ受書
- 160 一ヶ年御暮方見積
- 161 御屋敷様一ヶ年御暮方見積覚
- 162 日光社御供諸御入用勘定控帳
- 163 農間商売取調書上帳

月並定式の分

は、おそらくかれの筆になるものと思われる。たゞ、これらは、地頭間部家の知行所をあづかると同時に他の旗本の知行地を含む相給の村々の惣代名主としての立場での作成文書あるいは記録であろう。在村する地主が同時に支配者たる旗本の勘定方としての役割を担当していることを示している。この点は、武士は都市に、百姓は農村にという公式的な江戸時代の農村社会の理解が成り立たぬことを示している興味深い。旗本知行地の実態の究明に有意義な史料ともいえる。すでに、『神奈川県史』資料編8「近世(5上)」では、161号が収載されているので、本稿では他の二点を紹介する。文中の『』は朱筆書入れ

- 一金貳分貳朱 殿様御小遣
- 『金貳分』 若殿様方
- 一金老両
- 『金三分ト銀五匁』 御新造様同断
- 一金老両
- 『金三分ト銀五匁』 於兼様方同断
- 一金貳分銀五匁 友次郎様方同断
- 一金貳分銀五匁 奥御雑用

一 錢八百七拾八文

若殿様

お兼様御手習御入用

友次郎様

一 〃 貳貫貳百文

御侍分老人扶持のもの并下々迄味噌代

『老メ貳百文』

一 〃 五百文

女中五人同断

一 〃 八拾文

於兼様琴爪代

一 〃 四百文『相止』

草履代

一 〃 百四拾八文

御用部屋筆墨代

一 〃 六百四拾八文

御馬くつ代

『相止』

御馬くつ代

一 〃 百文

御台所汁の実代

『四拾八文』

御台所汁の実代

一 〃 百四拾八文

侍分老人扶持の者

『百文』

三人香の物代

一金貳朱ト百三拾五文

将油老樽代

一金貳朱

石遣小遣

一金壹分ト貳百文

英太郎様乳母里扶持

一 錢四百文

英太郎様於花様

御小遣

御小遣

一 〃 貳貫八百文

奥水油六升四合

尤大小ニ寄増減有之ハ

一 錢壹貫八百三拾六文

右表御門御厩屋

一金貳分貳朱『相止』

九四升貳会代増増減有之

一 錢四百八文『相止』

御馬飼葉代

一金貳兩貳朱

御家中買上糖代

『金壹朱』

炭真木代年中平均老ケ月分

一金壹分

御人少々の節日雇買上酒代平均

『金一朱』

奥臨時

一金三朱

奥臨時

『六百文』

奥臨時

一 錢七百文

弁当兩度味噌代

『百文』

弁当兩度味噌代

一金壹分

水引品の代

『金貳朱』

水引品の代

一金壹分貳朱

品々買物代

『六百文』

品々買物代

一 ぜに六百文

借馬代

メ金拾老兩壹分三朱

借馬代

錢拾三貫四百拾老文

借馬代

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

合金拾三兩壹分三朱

ぜに六百拾五文

右は毎月定式の分

一金貳朱

春慶寺月々御祈禱料調落の分

一金貳朱ト貳百四拾八文御詰番泊りの用諸色二口合

『金拾兩壹分一朱、ぜに六拾五文』

正月

一金拾三兩三分貳朱 月並定式

ぜに三拾五文

『金拾兩壹分一朱

ぜに六拾五文』

一金貳分

伊勢御初穂兩度

一金貳兩壹分

兩丸御献上

一金貳朱

御太刀馬代

一金貳分

(熱) 執田初穂

一金壹分

大山初穂

一金壹分貳朱

兩殿様御初刺被下(マ)

一ぜに貳百文『相止』

御馬乗師被下

一〃貳百文

買物品々代

一金壹分

兩殿様九品寺御年始御参詣

一ぜに五百文『』

万歳へ被下

一〃五百文

猿廻しへ被下

一〃三拾貳文

孫太郎へ被下

一〃百文

割かけ代

一〃五拾六文

鏡ひらきの用

一金貳朱ト三百文

御年男に被下

一金貳兩貳分五百八拾三文 御組合辻番給金

一金拾兩貳分六百六拾文 奥向御時借

御上納の分

一金壹兩 『相止』

御知行所名主共

山口え御料理被下

一金壹兩貳朱『相止』 右同断逗留中

夜具損料

一金貳朱ト三百四拾八文 若殿様釵術御入用

一金貳分 旧冬中御晦被下

『金壹分』 御中間兩人え留置へ被下

一ぜに貳百文 大部屋庭代

一金壹分 御年男表入用

味噌水油其外

一金三分 大晦日より十五日迄

『金壹分貳朱』 奥向御祝儀の用

一 ぜに六拾四文『相止』

一 〃 七百分『右同断』

× 金三拾三兩三分式朱

ぜに四×百九拾文 兩に六分

此金貳分式朱ト六拾六文

合金三拾四兩貳分ぜに六拾六文

『金貳拾八兩貳分三朱、ぜに五拾六文』

二月分

一金拾三兩三分式朱ト 月並定式

ぜに三拾五文

『金拾兩壹分一朱トぜに六拾五文』

一金壹分 初午御初穂

一金貳分ト貳拾文 右同断

神酒水油代

一金壹分 秋葉御初穂

一 ぜに三拾貳文 孫太郎へ被下

一金壹分 御新造様

『金壹分』 九品寺年始御参詣

一金壹分式朱 右御成に付花代其外

一金四拾八兩三分式朱 御用人諸士女中別当

『金三拾五兩貳分』 不残御手当壳渡被下

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

一金貳分 日光御初穂

× 金六拾五兩式朱

ぜに九拾壹文

『金四拾八兩壹朱ト錢百廿五文』

三月分

一金拾三兩三分式朱 月並定式

ぜに三拾五文

『金拾兩壹分一朱ト百廿五文』

一金三分 御雜雑用御節句

一 ぜに三拾貳文 孫太郎へ被下

一金貳兩 御子様方三人御具服物御馬踏其外平均

一金壹分式朱 桐油代平均柴本屋払

『金壹分』

一金壹分 御詰香

一金三分式朱 釘鉄物類鑄掛代

一金三朱 桶籐替新規等代

一金貳分 奥入用酒しほ酢代(塩)

御客用御肴酒の用

一金壹兩貳分 蠟燭代

『金壹分』

一金壹分式朱 『相止』御馬具品々代

一金耆兩貳分 『相止』 名主部屋疊替代

一金耆分貳朱 塗物類詰仕度

『金貳朱』 椀等代

一金貳分 屋根繕代平均

一金三朱 左官払

一金耆分 『金耆朱』 灯提張替代

一ぜに貳百文 右の代

一金三兩 『金耆兩貳分』 殿様御呉服代

一金耆分 『金貳朱』 御進物代平均

一金耆分 『金一朱』 品々払

×金貳拾八兩三分三朱

錢貳百六拾七文

『金拾八兩三分ぜに三百耆文』

四月分

一金拾三兩三分貳朱 月並定式

ぜに三拾五文

『金拾兩耆分貳朱六拾五文』

一ぜに三百^(五カ)貳拾四文 殿中笠代

『相止』

一〃 拾六文 新茶代

一〃 四百文 御門引縄代

一〃 四百文 釵術御割合

×金拾三兩三分貳朱

ぜに耆×貳百三拾九文

此金貳朱ト四百拾文

合金拾四兩ぜに四百五文

『金拾兩耆分三朱ト八拾耆文』

外に金五兩耆分 利勢井乳母給金調落

五月分

一金拾三兩三分貳朱 月並定式

ぜに三拾五文

『金拾兩耆分一朱ト六拾五文』

一ぜに百貳拾四文 稼餅貳俵并

一〃 四百四拾八文 まこもかたの代

一〃 四百四拾八文 柏餅の用

一〃 三百貳拾四文 節句御祝酒肴一種代

一〃 三拾貳文 孫太郎へ被下

一〃 百文 よもぎ菖蒲の代

一〃 七百文 『三百文』 御侍下々御供笠代

一ぜに三百三拾貳文 猿廻し被下

一金三兩 『金耆兩貳分』 殿様呉服代

一金三兩貳分貳朱 御供方着板帯共六通

『相止』 服除三つ代

一金三両三分 御子様方御三人

御服物品々代

一金三分貳朱 『金老分』 桐油代

一金老兩 板材木の代

一金三分貳朱 釘鉄物類の代

一金貳分 諸向奥の用

『金老分一朱』 塩味噌代

一金老兩貳分 『金老分』 蠟そく代

一金老分一朱 御馬具類の代

一金老分 塗箱類膳女中

成替膳碗代

一金貳分 家根方

一金老分 大工方

一金三朱 左官方

一金老分 『金老朱』

一ゼに貳百分 てうちん張替

一〃 百分 野菜代

一金三朱 桶類籾かへの代

一金老分 『金老朱』 御進物御看代

一金老分 『金老朱』 品々代

×金三拾兩老分三朱ト

ゼに貳貫三百九拾老文

此金老分ト七百四拾三文

『金拾八兩老分一朱ト

ゼに三拾三文』

六月分

一金拾三兩三分貳朱三拾五文 月並定式

『金拾兩老分一朱ト六拾五文』

一ゼに四百文 当座漬瓜茄子代

一金老分貳朱 『相止』 所々被下物代

一金貳朱ト貳百文 御具足其外御入用

一ゼに貳百文

×金拾四兩老分貳朱ト

ゼに七百三拾五文

『金拾兩貳分三百六拾五文

外に 金貳兩三分 御乳母調落

七月分

一金拾三兩三分 月並定式

貳朱三拾五文

『金拾兩老分一朱ト六拾五文』

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

- 一金三両『金壹両貳分』殿様御服代
 一ぜに三百廿四文 節句御祝酒肴代
 一〃三拾貳文 孫太郎え被下
 一金四両壹分『相止』 御城中元御附届け
 一金三朱 『相止』 右御部屋御割合
 一金貳両貳分 定式え御附届け
 一金壹両三分 九品寺御回向料
 并月牌料り足共
 一金壹分 『金貳朱』 右寺御香奠
 一ぜに貳百文 同寺盆中灯提
 世話料
 一〃貳貫六百文 同寺御花代
 竹筒草り代
 一金六両『金貳両』 御薬料見込
 一金壹両貳分一朱『相止』書方筆墨料
 御供方勤金、御茶の間^(包丁)鉋釘代
 掛役加役
 一金四両壹分『相止』 御褒美被下分
 一ぜに貳百文 蓮の飯二包壹升さし鯖代百文
 一金壹分 御異棚^(ト)御入用
 諸品九品寺 代
- 一金貳両 御服代畳定式
 一金三分貳朱『金壹分』 桐油代
 一金三分貳朱 釘鉄物類代
 『金壹分一朱』
 一金三朱 桶類籐替代
 一金貳分 諸向輿の用
 鹽酒味噌等代
 一金壹両貳分『金壹分』 蠟そく代
 一金壹分一朱 馬具類代
 一金壹分『金貳朱』 塗物類膳其外代
 一金貳分 屋根方
 一金壹分 大工方
 一金三朱 左官方
 一金壹分『金壹朱』 灯提張替
 一金壹分三百貳拾八文 御長柄傘張かへ
 『相止』
 一ぜに貳百文 土代
 一〃百文 蚊遣り代
 一金壹分『金貳朱』 御進物肴代
 一金壹分貳朱『相止』 下馬茶代

勘兵衛仕切代

一金老分

品々小私

×金四拾八兩老分三朱

ぜに四貫四拾三文六

此金貳分三朱ト三百三拾老文

合金四拾九兩三百三拾老文

『金貳拾五兩三朱ト百廿五文』

八月分

一金拾三兩三分貳朱三拾五文 月並定式

『金拾兩老分一朱ト六拾五文』

一ぜに三百廿四文

八朔御祝儀

一〃 七百分

御看代一種の代

一〃 七百分

御月え御酒老升

一〃 百文

御看老種代三百文

一〃 百文

御蚊屋の代

×金拾三兩三分貳朱

ぜに老貫百五拾九文

合金拾四兩錢三百三拾五文

『金拾兩老分三朱ト 三百八拾五文』

九月分

一金拾三兩三分貳朱ト三拾五文 月並定式

『金拾兩老分一朱ト六拾五文』

一ぜに三百廿四文

節句御祝儀御酒

一〃 百文

御看一種の代

一〃 百文

くり一升代

一金拾七兩三分貳朱

御用人初諸士并に下々御給金九月渡し分

『金拾兩三分貳朱』

一金貳兩三分

御服切類代

一金三分貳朱『金老分』

桐油代

一金老分

板材木代

一金三分貳朱

釘鉄物類掛代

一金三朱

桶籾替の代

一金貳分『金老分一朱』

諸向奥の用

一金老兩貳分

味噌等の代

『金老兩一朱』

蠟そく代

一金老分一朱『相止』

馬具類の代

一金老分『金老朱』

塗物膳其外

一金貳分

屋根方

一金老分

大工方

一三拾貳文 孫太郎へ被下

一金三朱 右雇下馬

一金壹分 灯提張替代

一ぜに百文 土の代

一金貳朱 森下町初穂

一ぜに七百文 御月見酒肴共外代

一金壹分ト百文 神田明神御初穂料

一ぜに四百五拾三文 十五日赤飯三升 其外の用

一〃 五百文 あさ漬大根塩糠代

一〃 三百三拾貳文 猿廻し

一金壹分『金貳朱』 御進物御肴代

一金貳朱 障子切張代

一金壹分『金壹朱』 品々代

×金四拾壹兩貳分三朱

ぜに貳貫七百廿四文

此金壹分貳朱式ト 百四拾八文

合金四拾貳兩一朱トぜに貳百四拾八文

『金貳拾八兩壹分ト錢三百五拾四文』

十月分

一金拾三兩三分式朱三拾五文 月並定式

『金拾兩壹分一朱ト六拾五文』

一ぜに三百拾四文 若殿様御誕生日

一金三朱『金一朱』 御祝酒肴代

元服御祝儀

茅葺代

一ぜに三拾貳文 右同断

一金壹兩貳分式朱 孫太郎へ被下

御組合月番

給金成限り

×金拾五兩貳分三朱

ぜに三百九拾壹文

『金拾貳兩一朱トぜに廿五文』

十一月分

一金拾三兩三分式朱ト三拾五文 月並定式

『金拾兩壹分一朱ト六拾五文』

一ぜに三百文 大根洗に付酒壹升代

一金三分 沢庵漬拾四樽朝漬糠塩代

一ぜに七百文『相止』 右の (ママ)

一金壹分式朱『相止』 下馬茶代

勘兵衛仕切

×金拾五兩

ぜに壹〃三拾五文

此金貳朱ト貳百拾老文

『金拾老兩一朱ト三百六拾五文』

十二月分

一金拾三兩三分貳朱三拾五文 月並定式

『金拾兩老分一朱ト六拾五文』

一金貳分 『金老分』

一金老分四百四拾八文 御事に付

『金三朱』

孫太郎え被下

一金貳朱四拾八文

殿様御誕生日

御祝儀御入用

一金貳分

諸帳面障子てうちん張かへ

一ぜに貳百文

餅むしろ代

一金老分

餅春

一ぜに貳百文

御汁粉代

一金拾四兩

御城定式

一金貳兩三朱 『相止』

同断御部屋割合

一金貳兩貳分 『相止』

定式御附届け

一金老兩

九品寺月拝料

一金老分

同寺御香奠

一ぜに貳貫六百文

同寺十二月迄

花代諸色代

一金六兩 『金貳兩』 御薬料見込

一金三兩 『金老兩貳分』 殿様呉服代

一金三拾六兩貳分 御用人始諸士女中下々給金手宛

一金三拾八兩老分 知行所拾七人取替

『金拾八兩』

一ぜに五百文 『貳百文』 大工御祝儀

一金老兩 浅草市買物

一金三朱 若殿様御子様方

諸稽古始の入用

御貸附方御役所

遠国御代官役所

えり納の分

押戸村同断

一金拾四兩三分貳朱 山口左司右衛門

ぜに五百六拾四文 右同断

一金貳朱 御髪道具代

一金老兩ト貳百文 松かざり手間代

一ぜに三百文 右同断

新左衛門御酒肴代

一〃 九百文 『相止』 御下駄草履代

一金老兩老分三朱 御用人諸士女中

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

『相止』

書方筆墨代

一金三分 『相止』 御持鐘修復代

一金四兩三分式朱ト 看板帯六通り代

『相止』

五百拾五文

一金貳兩 御服切類代

一金三分式朱 『金壹分』 桐油代

一金壹兩 板材木代

一金三分式朱 釘鉄物類鑄掛代

一金三朱 桶籐替代

一金貳分 『金壹分一朱』 諸向奥の用

一金壹兩貳分 『金壹分』 蠟そく代

一金壹兩壹分 『相止』 馬具御修復

一金貳兩 『金壹兩壹分』 塗直し代

一金壹分 『金貳朱』 下座敷畳替

一金壹分 塗物代

一金壹分ト 『相止』 御長柄傘張り替

三百廿四文

一金貳分 家根方

一金壹分 大工方

一金三朱 左官方

一五百文 用心土其外

一金壹分 『金一朱』 ちやうちん張かへ

一金壹分式朱 『相止』 合羽籠水かご其外

一金貳兩 鯉ぶし代

一ぜに百文 赤いわし代

一金壹兩壹分 『金壹分』 御大小修復

一金壹分 『金貳朱』 御進物代

一金壹分 損料夜具代

一金壹分式朱 『金壹朱』 品々小私

一ぜに四百文 御門引縄代

×金四百五兩一朱

ぜに七貫九百四拾貳文

此金壹兩貳朱ト五百拾八文

合金四百六兩三朱 ぜに五百拾八文

『金三百三拾兩三分式朱トぜに貳百廿貳文』

十二ヶ月

合金七百廿兩壹分一朱ト

ぜに四貫三百七拾壹文

此金貳分式朱貳百四拾壹文

『拾二ヶ月分

合金五百五拾貳兩貳分式朱

錢貳貫四百六拾壹文

此金壹分貳朱ト六拾壹文

二口合

金五百六拾三兩 ぜに六拾壹文

減金百六拾七番三分三朱ト ぜに百八拾貳文

減米代金

金五拾七兩三分一朱四拾壹文

減金合

金貳百貳拾五兩三分

ぜに貳百廿九文』

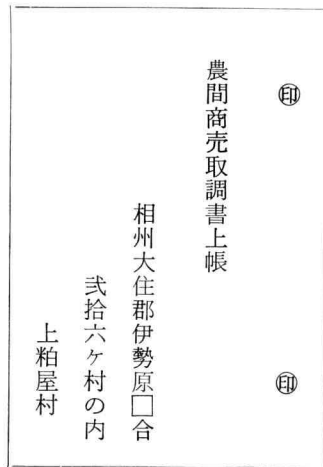
一々注釈は加えないが、幕末に近い頃の旗本の暮向きが決して平穩安易なものでなかったことを明らかに読みとることができる。

163 農間商売取調書上帳

は、上粕屋村の百姓たちがどのような「農間稼ぎ」をしていたかを示すものである。いわば副業であるが、いずれも日常生活用品の自給の域を出るものではなく、零細なものであったことがよく分かるであろう。関東出役の渡辺に、上粕屋村の状況を、まとめて報告提出したものは、各給の各主・組頭・百姓代の上に立った左司右衛門であったとみたい。

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

〔表紙〕



農間商売取調書上帳

相州大住郡伊勢原□合

式拾六ヶ村の内

上粕屋村

中川鉄七郎知行

相州大住郡上粕屋村

穀小売

一 荒物類

久兵衛店吉蔵

一 古道具

百姓同桂蔵

一 燈灯屋

百姓同佐兵衛

地菓子小売

一 穀荒物

忠蔵店源右衛門

一 豆腐

久兵衛店金次郎

一同

百姓 善蔵

一 縁日商売

同 伝蔵

一 中食休

平次郎店

但し石鳥祭礼中

総五郎

一同但し石鳥祭礼中

百姓

同 富右衛門

一酒造

同 平次郎

一旅籠渡世

同 常太郎

一地菓子小売

同 民右衛門

一同

同 権兵衛

一荒物麴

同 伝七

一棉打

同 弥兵衛

右書上名前の外農間商で一切無御座い

以上

百姓代

久兵衛 ㊦

組頭

菊次郎 ㊦

名主

要助 ㊦

中根主税知行

一居酒屋并

同村百姓

中喰休但し石鳥祭礼中 国三郎

一地菓子小売

同 庄三郎

一同右同様

百姓代初五郎

一縁日商ひ

組頭 銀藏

一縁日商ひ

百姓 栄八

一野菜商売

同 熊吉

一豆腐油揚

同 勝五郎

一穀物荒物質物

名主 市兵衛

一醤油造

右市兵衛店

八太郎

右書上名前の外農間商ひ一切無御座い。以上

百姓代初五郎 ㊦

組頭 銀藏 ㊦

名主 市兵衛 ㊦

中川市右衛門知行

同村

百姓 次郎吉

同 長左衛門

同 弁藏

同 村右衛門

同 七五郎

一居酒屋

一穀小売

一豆腐油揚

一紙漉

一同

泊り

一旅籠屋 同 藤七

同

一同 久右衛門

一居酒屋中喰休 勘藏借地藤吉

一野菜出商ひ 政五郎店茂吉

一地菓子酒小売 百姓

并に石鳥祭礼中 同 清兵衛

一地菓子酒小売 百姓 平右衛門

但し石鳥祭礼中

一同 清右衛門

右書上名前の外農間商ひ一切無御座ひ以上

百姓代源右衛門 ㊦

組頭 惣兵衛 ㊦

名主 佐右衛門 ㊦

問部熊五郎知行

一穀物荒物

同村 百姓 紋藏

一居酒屋 同 富藏

一同 同 権兵衛

一居酒屋中喰休 同 新兵衛

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

一穀物質物荒物并に酒油小売同 庄兵衛

一筆墨類 百姓 真五郎

一縁日商売 同 弥左右衛門

一同并に地菓子見世売 同 喜太郎

一居酒屋 同 喜代五郎

泊り

一旅籠屋 百姓代平左右衛門

一同 " 百姓 善兵衛

一同 " 同 九兵衛

一同 " 同 浦次郎

一地菓子 同 弥右衛門

ぞうりわらんじ小売

一燈灯張 同 勘助

一地菓子小売 利左右衛門店

一餅屋 百姓 重兵衛

一野菜天秤商 定右衛門店

一同 岩次郎

一同 佐次右衛門店

一同 勝五郎

一同 権兵衛店

一 同 岩五郎
 一 同 百姓 伊兵衛
 一 同 同 松五郎
 一 同 同 亀太郎
 一 同 同 半五郎
 一 同 半五郎店 吉五郎
 一 紙漉 百姓 平右衛門
 一 同 同周藏後家
 一 同 又吉店 猶八
 一 同 右書上名前の外農間商ひ一切無御座ひ以上

(一八四三)
 天保十四卯年六月

関東御取締御出役

渡辺園十郎様

惣代名主としての左司右衛門は、領主たる旗本間部氏から下達される法令その他を写して配下各村・各組の名主・組頭らに取次ぐ責任をもっていた。

171 御請書 嘉永四年二月 は、村内での歌舞伎・手踊の遊芸人の往来を禁止すべき命令の請書であり、次に掲載する 172 御請書は、口達されたものの覚として認めた寺請その他に関するものである。

表紙

御請書

口達之覚

一 掣養子并に嫁養女等貫請ひはゞ、村送り取置人別御改の節、加入可致事。

一 同断此方より遣しひはゞ、村送り相添差遣し、人別御改の節、相除可申事。

但し、離縁出引等も前同断の事。

一 地借り、店借り等致ひもの有之ひはゞ、能々身元糺、故障等無之の上は、確と請人相立、証文取口貸遣し可申事。

一 地請、店請の者、相果ひか、又は故障等有之ひはゞ、借主より其段村役人共え相届て、請判証文相改引替可申、若万一請判いたしひ者も無之様成行ひ儀も有之ひはゞ、地借店借為致申間敷事。

一 是迄地借店借等致居ひ者も、能々相糺、請判等不成慥者も有之ひはば、早々相改請人相立可申、若請判等致ひ者も無之ひか、又は左も無之ひても、身不正のものにも有之はゞ、着置ひ儀不相成、早速為

引弘可申事。』右は当子年人別御改の儀□□□□□□□□□□間、村役人共は勿論、小前末々に至迄も、前条廉々相心得、以来精々入念取調可申様御心添可有之、然る上は若向後等閑の□調方等有之におゐては、急度可被御沙□□。其方厚相心得可申段御申渡有之□□致度存□。依て此段御達申□。以上

子の二月

右の通り御両所様え

御地頭所様より御達有之□趣被仰聞、一同承知奉畏□。然る上は已來縁談并に地借り店借等の儀は勿論、都て格別入念不□の取計ひ無之様可仕□。依て御請連印差上申□。以上

嘉永五子年三月

- 平兵衛 印
- 龜太郎 印
- 喜三郎地借り
- 武八 印
- 市左衛門 印
- 七郎右衛門 印
- さた 印
- 庄兵衛 印
- 又吉 印
- 角右衛門 印

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

- 亦兵衛 印
- 内匠 印
- 富蔵 印
- 藤蔵 □
- 周蔵 印
- 仁左衛門 印
- 又右衛門 印
- 組頭見習
- 善兵衛 印
- 組頭 九兵衛 印
- 同 伝吉 印
- 同 桑右衛門 印
- 同 文右衛門 印
- 同 長左衛門 印
- 名主 庄三郎 印

山口左司右衛門殿

山口隣之助殿

そして、その実例として、**186 養子貰請一札之事** という文書がある。村内への捨子を養子としたのであった。

当酉年三月廿二日晝七つ半頃、捨有之。但し男子也。凡三才位と相見へ、直ちに取上げ、辻勘右衛門方へ預け置け。捨場表の下も屋に捨有之。

文久元酉年九月廿一日 養育金

捨子養子に具置け証文 三兩七分七沢村

但し向後構なしの対談 浅右衛門

但し夫婦にて被参け。

養子貰請一札の事

一当春中貴殿門前え男子捨子有之、右に付早速御取上げ御養育の事及承、然る所我等実子無之ゆに付、養子に貰請度段申入ゆ所、御承知被下ゆ処、仕合に奉存ゆ。然る上は実子同様に仕度ゆ間、以来貴君様方え出入仕ゆ筈にて貰請ゆ御対談に御座ゆ。右様御対談申上ゆ上は、縦令右小児儀に付、向後如何様儀御座ゆ共、我等方え貰請ゆ上は貴君様え少も御苦勞相掛申間敷、右に付為養育と金子三兩御心付被下ゆ処、受納仕ゆ。為後日一札差上申所、依て如件。

七沢村

貰主

文久元酉年九月

浅右衛門 ㊦

親類水五郎 ㊦

上粕谷村字石倉

組合兵 八 ㊦

左司右衛門殿

寺送の事

一拙寺旦那家同村の内、左司右衛門方え当春捨子有之ゆに付、取上げ是迄養育いたし、人別え差加え置ゆ処、此度貴御旦那家朝右衛門方え養子に差遣しゆ間、已来此方宗方相除ゆ門、其御方宗旨人別え御組入可被為ゆ。為後日寺送一札、仍て如件。

文久元酉年 七五三引村

九月 宗源寺印

七沢村

広沢寺

知事位

右の通り寺送り遣

九月廿一日 小僧并に

寺送り共遣す

左司右衛門らの住む上粕谷村は、山村であった。したがって、猪や鹿が出没して農作物をあらすことがすくなくなかった。重宝な武器としての鉄砲は、本来百姓の所持することは許されなかったから、特別

な領主の取計いとして例外を認めてもらわねばならない。次の
180 御鉄砲証文 は、左司右衛門を通して領主へ提出されたもの
集成である。

(前略)

御鉄砲証文の事

一 御鉄砲五挺 玉目三匁五分

右者上粕谷村猪鹿多分出、田畑を荒し百姓難儀仕ゆには、玉込鉄砲四季共為打申度旨奉願上ひ処、願の通前書御鉄砲五挺御預け被仰付、尤毎年十二月朔日返納来、二月朔日御渡し被下、然る上は御鉄砲の儀、他人は不及申、縦親子兄弟に御庭ゆ共、御鉄砲預り主の外、余人え貸申儀、曾而以仕間鋪ゆ。若右御鉄砲、悪事仕出し申ゆか、又は荒ゆ畜類の外殺生杯仕ゆはゞ、本人は不及申、名主五人組迄も、急度御咎め可被仰付旨被仰渡、承知奉畏ゆ。右の趣相背ゆはゞ、何様の曲事にも可被仰付、為後日連印証文差上申処、仍而如件。

相州大住郡上粕谷村

安政五年

預り主

午三月日

助右衛門 印

九兵衛 印

市左衛門 印

惣左衛門 印

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

御地頭所様

御役所

名主	長助 印	百姓代	長助 印
"	惣左衛門 印	伝右衛門 印	
"	又右衛門 印	亀次郎 印	
"	長左衛門 印	助右衛門 印	
"	庄三郎 印	市藏 印	
"	桑右衛門 印	伊左衛門 印	
"	治郎左衛門 印	組頭	
"	善兵衛 印	九兵衛 印	
"	伝吾 印		

前書の通相違無御座

以上

山口左司右衛門 ㊦

この鉄砲証文は、安政三年・五年・七年と三回提出されたものが一括されて残っている。

かれの立場から言って、旗本問部家の用人などから、種々の指示をうけることは当然であった。用人金田卓爾・同庸右衛門から左司右衛門あるいは子の隣之助（作助恒固）あての書翰がある。以下に掲載するが、文書番号176のこれは、書簡そのものではなく、半紙袋綴にした写本である。

一筆致確達。然は此度夷国船渡来に付、御用達人御備相成。間、其村方より人足八人村役人両人都合拾人差出。様、先便御達申。出、右にては少々不足に付、人足拾人村役人の内、両人都合拾人張出す様、御取計可被下。尤此程御用に付、右人足拾人の内、六人早々御差出可有之、差掛り儀に付差支は、六人の内三人は此書状着次第、早々出府。様致し度。跡三人の義は、一兩日延着相成。ても宜。間、左様御心得可然御取計可被下。尤村役人の内、老人は書状着次第、人足召連出府。様、被仰達可被下。且又右残人足四人の義は、御用節早速御達可申。間、用意致し置、沙汰次第罷出。様、御心得可被成。右の節、呉々も御差支不相成。様、精々早着致し。様、夫々え御

申渡可被成。先は右等可得御意、御用多取込、文略早々如斯。己上

三月十五日

金田 卓爾 ㊦
金田庸右衛門

山口左司右衛門様

追啓、前紙書状、田村え早々御届可被下。已上

一筆致確達候。暖和の節、得共、先以上々様益御機嫌にて被成御座。次に村方無別学、貴様弥御無異珍重奉存。陳ば、此度英国軍艦渡来に付、御用意人数被成御備。間、村役人共都合拾人御差出有之。様致し度。尤直様不及出府、模様寄差掛り御達申。間、其節差支無之様、兼て御手筈取極置可被下。尤右人数の内、両人と村役人出府。様。御達可被置。

一先般御供方之者出立之節、於途中作助殿え全三拾兩御用立替金、御渡御座。間、先便被仰越致承知致し。事

御上洛御在京十日たるべく、為被仰出。間無程

若殿様にも御帰府の儀と奉存。尤作助殿には、其前にも御帰府可相成と存。間、御安心御待可被成。先は右等申述度、余は後便に可得御意、早々如斯御座。己上

三月十二日

金田 卓爾 ㊦
金田庸右衛門

上京留守中無印

上粕谷村

山口左司右衛門様

猶以本文人足差出節は、差掛り仕立御心掛を以御達可申間、左様御承知可被下い。

一三月御賄金貳拾兩、去月晦日着落手仕い。

且皆済目錄其外諸取立等帳御達可申の処、御用多取込居間、何れ作助殿御帰府の上、御達可申間、左様御承知可被下い。己上

一筆致啓上い。天氣等故か、不同の季候御座い得共先以当然

上々様益御機嫌にて被成御座い。次に其村方無別条、貴様弥御安泰被成御座い。珍重奉存い。然て庸右衛門儀追々足痛快方に付、来る晦日出立上京致し候、仍ても、過日得御意い。兼て庄兵衛帰村の砌、作助殿より申合御被達い豆州出金不納の分、当坐取替御先供通行の砌、途中にて作助殿も相渡い積の処、引返し相成い風聞に付、貴様始村役人共帰村の由致承知い。其後猶途中迄御出張、右金子御渡相成い哉。若御渡無之いはず、拙者儀来月朔日通行の節、拾五兩も当借致度奉存い。尤前出の通り作助殿へ御渡相成い儀に御座いはず、別段借用におよび不申い。右は過日も不承知致度申述い得共、いまだ豆州皆上納不相成、且又俄に陸

御上洛に相成、途中御入用等相嵩み御供方用意等、拙者上京の用の分

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

預け遣し旁以御差支配致しいに付、再応申述い事に御座い。御達察可被下い。且金用相済居い上は、拙者通行の節、貴様共不及申村役人共迄途中見舞等一切御断申い。

一拙者儀途中随分差急、本道にて京着の心得に御座い。左いえ共来月中旬にも作助殿并、跡より御供致しい銀之助京地出立相成い様取計可申、小者も兩人下しい積に御座い。尤京着の模様次第には御座いえ共、先右の心得に御座い。左様御承知可被下い。

一若殿様御儀、去る十七日三嶋宿御泊の節、木貝村半左衛門、小下田村幸吉兩人、御旅館え御機嫌相伺い処、御道中万事御差支無之、只御駕乗り不申いに付、是には御困り被遊い由に付、乗駕老挺人足三人、京都迄通し御調ひ差上い旨、大きに安心致しい。右御出立迄の処、俄の儀に付甚以心配致し、御達察可被下い。

一大越清右衛門事も、村方少々混雜の儀有之立帰り帰村致し度旨、尤此程は最早木貝村半左衛門出府可致迄待居い処、右三嶋宿の趣申越同人儀風邪にて急速出府も六ヶ敷哉の由、併全快次第早々出府由申越い間、無抛清右衛門儀昨廿五日昼立、帰村為致い。右に付ても御人少と申、万事御差支、拙者留守中作助殿帰府迄の処、甚心配致い、若卓爾より申入い儀にも有之いはず、早々村役人出府致い様、兼て御心掛可被下い奉頼い。先は右申述度、出立前種々取込、前後略文御はじ御覽可被下い。早々以上

二月廿六日

金田 卓爾 印

金田庸右衛門様

山口左司右衛門様

尚以折角時候被御厭ひ様奉存ひ。貴御地皆々様えも宜御伝声可被下
ひ。余は不遠帰府日通上御物語可申述ひ可ひ。

一筆致啓達ひ。春暖の節御座ひえ共、上々様益御機嫌にて被ひ御座
ひ。次に村方無別条、貴様愈御堅固珍重奉存ひ。陳ば先般組頭庄兵衛
掃村の節、豆州村々の高割御用金不納の分、立替相納可申旨談ひ。尤
若殿様御供の者え、途中におゐて相渡しひ積約定致し置ひ。右は作助
殿上京の節、途中におゐて相渡被成有無承知致し度、近日庸右衛門上
京致しひ処、若右金子不相渡ひはゞ、其心得にて罷とりひに付、何れ
にも右承知致し度。乍御手数御報と早々可被仰下ひ。尤金高三拾兩
の積りに御座ひ。此段も為念得御意ひ。先は右等申述度、如斯御座
ひ。己上

二月廿一日認

金田 卓爾 ㊦

金田庸右衛門 ㊦

山口左司右衛門様

一筆致啓達ひ。春暖の砌にひえ共、先以
上々様益御機嫌にて被成御座、珍重奉存ひ。
就は作助殿御事

若殿様御上京の節、兼て御供被

仰付ひ処、先般海路

御上洛も 仰出御供減相成ひに付、御供御免も 仰付ひ処、去る八日
御供方出立、御荷物等御先は御送り相成り、然る処庸右衛門事、俄足
痛にて御供難相動ひに付、為代り作助殿へ急出立被仰付、去日より無
滞被成御出立ひ間、左様御承知可被成ひ。尤庸右衛門儀、足痛全快次
第、跡より上京、更代致しひ積りに付、左ひはゞ作助殿にも御帰府可
相成ひ。尤庸右衛門儀足痛未暇と不致ひ得共、近日の内出立可致ひ間、
御安意可被下ひ。

一今般俄に陸路

御上洛被仰出去月十三日

御発駕相成り其節

若殿様御儀御供にて御発足、無御滞被為濟、御同様大慶奉存ひ。先は
右等申述度、此程御用多取込居ひに付、種々御用向も有之ひ得共余は
追々可得御意、文略早々如斯御座ひ。己上。

二月十六日

金田 卓爾 ㊦

金田庸右衛門 ㊦

山口左司右衛門様

以前紙得御意ひ就は

倚一郎様御事御病氣にて、是迄度々御差込為在ひえ共、御凌被成ひ

処、去る七日朝俄に御差込強、種々御療養申上ひえ共、弥々に御養生無其叶同日已下刻被成御逝去ひ間、則御達申ひ。左様御承知可被成ひ。尤

若殿様には御定式の御遠慮被成御受ひ。先は右御達早得御意、如斯御座ひ。己上

二月十六日

金田 卓爾 印
金田庸右衛門 印

山口左司右衛門様

新年の御慶目出度申納ひ。先以

上々様益御機嫌先被成御趣来ひ。次に村方無別条、貴様方弥御安全被成御越年、珍重奉存ひ。然ば御上洛の義二月差入早々御発駕に可相成、就ては次第に寄若殿様当月廿五日頃御発足にも可相成御模様付、早速御出府可被成ひ。右は最早御出立後の義と存ひ得共、為念得御意ひ。且又兼て御達申置ひ兵賦御差出の義、金納にて相済ひ積の処、金納計にては不相済、老兩人も差出申ひはねば、不相成訳に御頭様より御達も御座ひ。就ては早速御談申度義御座ひ得共、文通にては難弁、右に付豆州村々えも早々出府ひ様申遣ひ間、何れ御出府の上々御相談可申ひ間、左様御承知可被下ひ。右は田村えも別段相達不申ひに付、御通じ可被下ひ。先は右等申述度、早々如斯御座ひ。己上

正月六日

金田 卓爾

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

印形修復中無印

金田庸右衛門

山口左司右衛門様

山口 作助 様

山口左司右衛門関係文書中、次の史料は特に興味深い。嘉永六年(一八五三)浦賀に突如として現れたアメリカのペルリが率いる四隻の軍艦によってもたらされた、国書の写しである。この国書などについてはずでに『大日本外交古文書』などに載せられているが、その翻訳文は様々であって、「山左」が写したものと翻訳が誰の手になるものかは判明していない。

177 うわさ草

(表紙)

嘉永六丑年六月
アメリカヨリ差出ひ書翰写
うわさ草
上
下
此主
山左

合衆国書翰和解

亜美利駕大合衆国大統領役相勤^(性)性は斐謨、名は美辣と申者御通じ申
 い。日本国大君殿下には平安に被成御座、是ぞ至極尊むべしと敬べき
 良友と可申^(わや)也。今般別段本国の兵船大臣海軍総將被^(ベリ)理なる者差出
 し、一組の兵船を引統、国書を携へ、貴国の御境迄相越、改めて殿下
 の尊覽に相備えい。扱右海軍惣將対面にて申付いは我々前々より、貴
 国と通好致旨、実情を取次申置いに付、殿下の疎略不名召を願^(マ)ふ。今
 度我両国にて親友の懇交を取結度に依り、且通商のケ条を相定度故、
 此度欽差役彼理え申付貴国え罷出、右式ケ条の義取捌んため、君主殿
 前え御通申い。尤右合衆国規定の仕来りには、諸役人異国の政札杯差
 越引統い義は、敵敷禁制に付、此度明国に比欽差役の者え申付、其地
 在留の節は、貴所人民友の勞役擾動致間敷との事也。扱當時合衆国の
 広大なる事は東西の辺境は海皆洋迄相違し其内西界は日本国え相对
 い。若火輪船え打乗り、加理科你亜省^(カリフォルニア州)と申地方を掛離れ、又は呵哩
 千部と申地方よりして、大平海を駛せ越いば、昼夜十八日にして貴
 国の湊口え到着致す也。合衆国の一省名を加理科你亜と申い。大国に
 て産物も多し。毎年黄金を出す事四千百両程の多きにて、白銀、水
 銀、宝永等の諸物も、同様に多く出産す。日本も亦同様に富肥え、沢
 山に宝物を出産す。其人物は聡明利発にて、芸能多くい也。此隣楼の
 両地相互に往来せば、必共に大利益を得ん事疑ひなし。我等固く此訳
 に付て交易を凶んと存る也。爰に兼て相心得いも、日本国古来の掟に

は、只々唐土、阿蘭^(オランダ)国の船は通商差許されい共、此両国の外は一切別
 国の船湊口へ入い事は許されずい。乍去世間の情態万国の政事を追々
 古例を改革いたし、新法に取換えい義は多く見当りい也。其上貴国に
 て最初古例御取定被成い時分は、亜美利駕は未新地球と名付い位的事
 にて替ひき。欧羅巴^(ヨーロッパ)国の人共、本地を離れ、無地の山々え入、住居し
 て土地を闢き、耕作植付等致し、彼地在住良久かりしが、其時分は人
 民も少く、且は貧しくいひき。只今は民生も繁昌し、交易の儀も年を
 経て盛に所々え行われい。此等の儀殿下にも委細御承知被成い事と存
 じ、若古来の仕来りを改られ、我両国の者共は、売買を御免しなら
 ば、双方共に大利益を得る事ならん。若哉夫共君主には只々古例に従
 れ、異国船は漫りに入津を免されずとならば、是は御国法に照り合
 せ、先数年ためしに取行ひたまへ。又は五年十年の間と為ふも差支え
 い義は有まじ。扱篤と利益の有無を御承知被成、或は売買共一向無益
 と被思召いはず、又々古例に被引戻いても宜からんと。元来本国の外
 国と約定相立い節は、数年を経い末若哉両国とも志願不致時は、又々
 新約を取用ひ不申。我両国共に暫時湊口を開き試いはず、向後如何様
 の模様に行成行とも知れ申べし。扱又比欽差役の者え申付いて、殿前え
 申上いへば、本国の加理科你亜を出帆、唐土え罷越い者極て多く、將
 又鯨鯨の船も度々貴国の辺境に近づきい者も有之、此等の諸船は若哉
 颶風出合毀ほち碎かれ、海辺漂い節敬船は打われいへ共乗組の者積
 荷は別条なき時、我等におゐて此等賦民の性命を懸念致す事にい。依

(生)

之考ゆに貴国の官吏民人数此等の人と船とは、見懸る程能安堵撫恤を加へ、思待して仁恵を施し、人も物も皆保護を蒙り、御留置に相成、本国船の到着を待受、速帰り様致度事也。其上本国の民にても、同じ人類の事なれば、御□隣(隣か)可被下ゆ。君主にも御□なき事あるべきや。若此義論申を推厚せざれば、御心に快然たらざるや。其上軍為(い)ふに貴国には石灰(炭)を産し食物も沢山なるよし。夫故此欽差役の者え、しかと申付、御直に言上致させれば、本国火輪船大平海を渡り、唐土え往者は、其石灰(炭)を焼ゆ事数万石におよびゆ。乍併其船中にて、多積載せがたく、途中にて所用に引足不申ゆ得共、夫を吹立ゆ手立なくゆ。併本国迄立戻りゆ事は、誠に不都合にゆえば、夫故此跡船においては、貴国の湊口へ入津して、石灰食物を買求めて、所用を吹立、又は水を吸取り都合の宜敷を求んとして也。其諸物を買ひゆには、或は銀錢にて償ひ、或は諸品を以取換ひても宜敷、願くは御議定の上、南境の湊口を一ヶ所被定置、本国の諸船に暫時の間船繋いたし、此諸調度を買取、且は食料家を取貯へゆ様致度く。此義は可成丈急速に御許を得て、我等篤加遠届(とく)を免めて、快心を得せしめよ。今度此欽差役の者彼理申付、一組の兵船を引連、貴国え相越、江戸と申、名京え往き、我等に代りて拜謁し、我等の大巧に思ふは、我両国にて朋友の情を設け、貿易の道を開き、本国船をして、食料石炭等を買取、且は艱難の人民を保護憐愍し給ふと希ふ。以上の諸事を除きて外は、此欽差役の者別に替り誠に志意は無之ゆ。又船中には本国産の巧芸なる有帛

山口左七郎の祖父 (福田・滝本・河内・野崎)

数件を積越ゆ。是を君主より進呈いたしゆ。御覽にたらぬ粗品なれど、御収納被下我等の思ふ真実恭敬の験を御承知被下度く、偏に希ふは、全能具備の真神、君主を保護して嘉福を受させ、聖顧を感じ給ふや。

兵と申此図書は、是正真の品にて、本国大国鑿と名前と花押を見給ふて、証拠と致されよ。

亞美理禰大合衆國都て華盛頓(ワシントン)といふ地に有、西洋の紀年一千八百五十二年十一月十三日にて、即ち壬子年十月初六日に対す。

亞美理禰大合衆國大統領、性は斐謨名は美辣申述ゆ。日本國大君主殿下御平安被成御座ゆ義と存ゆ。此度我等心中の事、水師提督彼理へ申付置ゆ。此者義は見識端正にて才能有之家来に付、此度別段に欽差役申付、諸事取扱致させ、大合衆國惣代として、貴国え差遣しゆ間、大君主より差出し被成ゆ御用掛りの御家来と相談いたし、兩國の和睦通商を固く取極ゆ為に、船を馳の湊口え着岸致ゆ事。右等の修約規定并大切用の儀は、皆取扱の役人双方熟談取極ゆ後に、欽差役彼理により即刻に申越ゆ得共、我等諸大臣と許義治定致し承知ゆ旨、書面を以申述ゆ。

亞美理禰大合衆國都にて、華盛頓と申所有之ゆ。西國歐羅巴紀年千八百五十二年十一月十三日、吾國にて政を立ゆより七十七年、即壬子年六月六日に御座ゆ。此書無相違証拠のため、名并花押印章を相用

い。

大学士依斐烈勅を受書す。

亜美理駕大合衆国欽差大臣兼等本国師船夫竺唐土日本等海水師提督大
師彼理、大切の事を申述べため、本欽差役の者、本国大統領欽差の申
付を受、諸事取計い致し、一組の軍船を率ひ、日本国境へ渡来致し
間、大皇帝殿下え書翰を差上、両国の和陸条約を申述べ。依之本国主
の書翰并欽差使の書翰、此二書は別に写取、英国字、阿蘭陀字、漢文
にて相認入御覧にい。右二書の本書は封印にて、大皇帝え御見通の節
を待え、入御覧に可申い。且右国主の前にて被申付い。右吾国主より
階下御安心思召い様にと思慮致い故は、吾国主兼て久敷及承りいは、
吾国の人民自分より思ひ付、貴国え罷出い者共、或は大風にあひ漂流
致し貴国の海岸着致しい人民共、貴国の御役人百姓共、我人民を仇敵
の如く取扱を致い付、吾国主甚心配被致い。只今より数年前、船三
艘、名は嗎喇礁(モリソン)、喇嘛吐(ラクマツ)と呼い人船、貴国海辺に漂着の
節、彼は御取扱の委細を承知いたし、本欽差役主命を受、殿下へ申述
い許容を願ひ、和親御承知の上、吾国人数貴国海辺え漂流いたし、或
は暴風被吹流湊口え着いても、仇敵の如く御取扱無之様致度く、且又
貴国の人民吾国へ漂流致いはず、船中入用の品助力致し、貴国へ返し
申い。まして今西国欧羅巴の国にては、吾国の官民を取扱いは、総て
人倫爺蘇の道心得い故、船の懷札人の死亡は相救い事に御座い。是
等も御鑑察可被下い。且吾国は欧羅巴諸国と懇意盟約の国には無之い

え共、吾国の法度は夫々の諸役人は政事を取扱い間、本国人民の教に
は拘り不申、まして他国の政事を乱い義は無之い。吾国の儀は、是よ
り前三百余年、欧羅巴初て貴国渡米の頃より、吾国に来住し、土地を
開き、只今に及ては大邦に相成、日本欧羅巴の間にありて、東西海に
連、欧羅巴人は早く東方に住居押たし、今にては人民繁育し、国の西
界に至り、日本え相對しい故、火輪船に乗泰平海を渡りいえは、十八
日計りには、貴国の境に至り申い。当時天下一統交易の道、年々繁昌
致し、貴国にても湊口は船多く相見申い。貴国の役人衆、吾国の人民
を仇敵の御扱不被成様にと、国主より大皇帝両国の和約を定め、御懇
意致度存い。貴

貴国初め御法度を設け、異国船湊口に入る事禁制被成い砌は、善政明
戒にいえ共、只今に相成いては、吾国と両国近隣に相い、往来容易に
御座いえは、昔と今の時勢同じからず。御善政にては古例の御掟に準
ひべからざる儀に付、本欽差相考いには、陛下は定て当時の大略情形
を御考察被成いて、此理に従い真実し和約を取扱いえは、両国兵端を
引起しい事無之と存い。依て四艘の小舟を率ひ、御府内近海に渡来い
たし、和約趣意御通達申い。本国此外に数艘の大軍船有之い間、早速
渡来可致間、右着船無之以前、陛下御許容被下様仕度く、若和約の儀
御承知無御座いはず、来年大軍船を取揃、早速渡来可致い。右に付只
今大皇帝の御許儀相願申い。御承知被下いはず、右等条約取極の後、其
外大切の用事無之、大軍船渡来不致い。且又吾国主和約規定の書翰持

参致し、是は幾多御指図を受、御目通の節御直入御覽に可申処、願くは大皇帝貴重の御尊体御福寿御限り無御座ゆ様存ゆ。是に皆御府内至り可申述ゆ。

癸丑年六月初二日

亞美理駕大合衆国欽差大臣兼宮本国師船現留泊日寺海(A.V.)水師提督彼理、主国の君の爲に一大事可申述ゆ。此度本國大君の被仰付をさげ市に見計、模様に従て、程能其事を取扱、仲違なき様に懇談いたし、向後の規定を取立、必ず日本の大臣と同じて熟談致、此後何月何日頃京師え来り、

大皇帝に御目見致し、亞美理駕主公の書状并勅書の稿紙両通を持来り、謹で日本国主の御覽に呈、大臣に申付、早く日限を取極、互に評義明白にすべし。敬て爰に能挨拶を待なり

癸丑年六月初七日

敬て致啓上ゆ。此度持参ゆは書一封、其内様に重き大切の儀を詳て申述ゆ。其事当国の事にも連及申ゆには、能々御用心御手落無之様篤と御分別可被成ゆ希ゆ。当御国の重き御役人中、諒に心國家長久のケ条御評義可有之事と存ゆ。爰元用掛り出役の者、十分に落付て、来年三月頃を待て、夫々と船を連て江戸海に乗込、右の御返答を受取可申ゆ。其後全抜目なく約束を立て、当国と我國と永久の和睦可致ゆ。爰に申述ゆ間、後日能き御返事を期待申ゆ也。

掛役大臣船軍惣大将被理横書
文

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

本國の火輪船、名は蘇士貴(サスケハナ)四于那シヨナといふ。江戸海に在る。

癸丑年六月初八日

嘉永六年丑六月三日、浦賀湊ウラガトえ着船、同十二日出帆に相成候。

浦賀

御奉行

海防掛り御目付より、阿部伊勢守殿え、御直の進達左の通。浦賀表異船渡来、害心を挾及手向自然打払沈可申義に相成、浦賀奉行より御注進申上、弥以及戦闘ウラ節、観音碕、富津の要地乗越、内海え可乗入も難計ゆに付、江戸近海要地より、御警衛人数の義、兼て御触達御座ゆ。在府の面々有合人数早速出張り、御警衛仕ゆ義私共勘弁仕ゆ所、臨時急々の義、不限昼夜即刻御登城、夫より御差図可有之ゆえ共、左の事に無之、浦賀表て四家御警衛にて打払打沈可申事にゆはば、臨時御登城にも不及、声援の為神奈川本牧辺に、両三年差遣し、大目付御使番等是又出張宜次第、追々人数出御達被成ゆ。乍併余り持重り過、機におくれ意外の脆抛およびゆも却て油断に可有之ゆえ共、二三艘の異船渡来致ゆ共、観音碕富津の要地容易に乗越申間敷、誠に内海浅洲多、海路至て狭く、二千石の船ならでは、品川表迄着船相成兼ゆ由。乍去蒸気船ハツタイラの類は、迅速乗入ゆも難計、万一乗入ゆ共、打払焚沈ゆ義可有之ゆえ共、却少し人情毎度有之、出火にても少々及延焼ゆえ共、人氣騒立陶々敷風俗故、まして如前条異変有之ゆ

はゞ、如同様騒動狼狽可仕義難計の間、可成丈鎮靜に御差置有之様仕度。右に付ては、兼て私共心得罷有也。其外心得可然存。寄て御内意有之ゆ方、事に臨、手筈行届可申哉、万一例の急変出来ゆ節は、御手当大凡見込申。

一浦賀表渡来の異船、万一富津の要地乗越、内海へ乗入ゆ義、浦賀奉行より注進、其外共及急変、不限昼夜に臨時御登城有之ゆはゞ、御用番より八代洲河岸火消屋敷へ御達、三つ柏子太鼓鐘入相図仕外、火消屋敷にても聞伝同様打立ゆはゞ、右の鐘太鼓聞付次第、諸役人早々登城、都て朱引内書左の通り、御登城の通り、諸向共不殘登城、御番方の義は、寄場々々え駈集、所々御門番当番非番一手防、大名共持所々々え相話し義心得可申。

一御登城の上夫々え御達を以、人数出張の儀御達、集場の義は左の場所へ駈集ゆはゞ、大目附御目附御使番の内、集場え出張、面々え被仰渡、直差線出張可仕。且面々寄場并持場の義は、兼て心得罷有之様仕度。

一西国筋国持衆其外多分大森品川辺下屋敷抱屋敷所持有之分は、一先下屋敷え凡罷有、御差図の上持場え罷越ゆはゞ、迅速に人数相揃可申。都て集場の儀、浜御構内、増上寺山内、築地本願寺境内、永代橋向、深川八幡、佃嶋、麻布広尾ヶ原、高輪泉岳寺、海禪寺、品川東海寺其外最寄上中下屋敷え、兼て定置様可仕。

一浦賀表の模様原宿共御用舟にて、御目付支配向往返仕ゆ様いたし

度。異国渡来の節は、別ての儀異変有の節は、海陸共御目付方にて、物見差出可申。

一都て出張の人数、上下共火事具相用可申、着込いたしゆ共、勝手次第相成ゆ様仕度。

一鉄炮の儀百目以下三匁五分以上、老人にて業前いたしゆ分計持出の方可然事。台仕成打等手重の分は、大森品川最寄海辺屋敷有之向は、兼て右屋敷え廻し置、持場次第持運ゆ積り。其外火矢炮塚惣て火業の道具用意、勝手次第可仕。

一人数の儀、有合差出ゆえ共、可成丈七分以下無用の人数相背ゆ様、兼て御達置可然。

一糧食焚出方の儀は、火急の事にゆ間、持場并集場え郡代并御代官より焚出ゆ様、兼て心得罷有ゆ様、御勘定奉行え、被仰渡可然奉為。

一御船手の儀は、向井将監兼て心得御関船小早鯨舟相添、水主召連永代橋番所え相話し様兼て被仰渡可然奉為。

一本所深川佃富漁舟水主共、町奉行与力同心差引仕、佃富異岸嶋辺に差置、御用次第早速諸方へ差出し可申。水戦は素より不好事にゆえ共、時宜に寄小船数百艘、敢死の勇夫取乗、四方より攻寄ゆ計略も可有之ゆ間、兼て御舟手町与力同心心得罷有ゆ様可仕。

一御鉄炮方両人与力同心其外御旗本御番衆御家人与力同心の類、兼て炮術熟練の面々は、浜御構内え出張、尤御番処衆御家人与力同心えは、臨時御差図可有之様、兼て頭支配心得罷有之様、被仰渡可然奉為

い。

一人数差出ゆ在府の面々出馬の儀は勿論にいえ共、持場被仰渡御目付御使番の内、場所に隊の惣督無之ゆはゞ、人数差引号令致仕間敷□□本牧、神奈川、大師河原、羽田辺は、都て一手持被致拵、軍後隊の心得にて、前段の一手差添ゆ方可然哉。出馬無之人数計差出向々、二三隊づゝ組合、同席出馬の人、惣督差引仕可然哉

一都て御目付御使番の内、諸隊御附添監軍に心得罷在ゆえ共、攻戦の計略等は、隊將の指揮進達を以、急監軍の使令仕間敷、後日戦闘攻守の次第、将卒勇慎共見届ゆはゞ、御目付御使番より可及言上心得に御座ゆ。

一異船内海に乗入ゆ上は、打払ゆ共焚沈如同様にも、諸隊死力を尽し、速に誅滅致ゆ義、專一に付、機会に係監軍諸手の応援をまたず自分の働敢死の勇氣相震、打掘きゆ義は、諸隊存分次第御委任、其意差掛御差図不相窺早速相鎮ゆ方、專一の手柄勲巧の心得ゆ様、被仰渡可然哉

一浜御殿御老中方御出張り、若年寄衆夫々監要の場所へ御出張、品川辺より江戸の方は御差図有之、御目付御使番の内、乗廻し御下知相伝可申上ゆ。

一江戸市中其外共、混雜におよび可申、悪徒共虚に乘じ、放火盜賊可致も難計ゆ間、町奉行并加役方市中見廻り、御先手組より五六組臨時町廻り被仰付取締方仕ゆ様、被仰付可然。右等の義も兼て心得為置度

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

奉為也。

右等の儀私共勘弁評義仕ゆ趣に候え共、其筈の模様計にゆ。緩急大小に寄、御差置ゆ、軽重迅速可有之ゆ間、前広差定ゆ儀申上置ゆ。

当時少々便利手当の義申上置ゆ。御所置も可有之迄勘考相伺ゆ様可仕ゆ。先は大凡見込取調ゆ趣、書面の通御座ゆ。以上

松平肥後守 松平大和守

掃部頭摘

松平下総守 井伊文蕃頭

右銘々御備場へ出張可仕ゆ事

松平讃岐守

御奉書にて登城可仕ゆ事

真田信濃守 酒井左衛門尉

御奉書にて登城、御差図次第出馬可仕ゆ

大隅守 堀松平修理大夫

右は高輪下屋敷へ出張り可仕事

松平越後守 松平越前守

松平摂津守 松平左京大夫

松平大学頭 松平播摩守

松平大炊頭 松平左兵衛督

松平志摩守

右は銘々浜御庭広場え揃可申事

銚子口え 堀田備中守

大久保加賀守

伊豆相模の領分

保科成六郎

右銘々持場え出張可申事

松平加賀守 松平出雲守

右銘々増上寺山門え揃可申事

青山下野守 松平越中守

松平丹之助

右築地本願寺境内え揃可申事

三屋屋敷え揃可申事 有間中務大輔

高輪泉岳寺え揃可申事 佐竹次郎

品川東海寺え同断 南部甲斐守

高輪海禅寺え同断 立花左近将監

白銀中屋敷え同断 細川越中守

三田中屋敷え同断 松平阿波守

同断 堀 丹後守

伊達若狭守 小出信濃守

佐竹老岐守 大岡信濃守

松平老岐守 津軽出雲守

三宅隆之助

右銘々深川八幡辺え揃可申事

安部虎之助 大久保長門守

松平豊後守 有馬備後守

永井信濃守

田沼玄蕃頭

右銘々深川永代橋向え揃可申事

九鬼長門守 嶋津淡路守

松平近江守 水野老岐守

細川豊前守 織田則三郎

片桐助作 南部丹波守

青木劔次郎 一柳土佐守

松平周防守 水野惣兵衛

丹羽若狭守 柳沢摂津守

柳沢弾正少弼 秋本但馬守

永井遠江守 板倉伊予守

大久保三九郎

右銘々麻布広尾ヶ原え揃可申事

嘉永六丑年六月 写之

左司右衛門の子に当る作助は、先掲の金田卓爾の書簡の中にも登場

し、旗本問部家に出仕しているものようであるが、実はかれも嘉永六年八月に、「アメリカより差上り書翰の写」を「他見御無用」の「密書」と題して残している。これについては次稿の、作助を中心とした紹介に際して掲載することとしよう。

また 165 日記帳 弘化二年六月は、左司右衛門のものと思われるが、本稿では割愛し、日記類公刊のなかで紹介することとする。

むすびにかえて

本稿は、当初、左司右衛門真純と、その子作助恒固の二人に関する史料の紹介を予定した。しかし紙数の関係があるので、前者のみをとりあげ、後者については次の機会に譲ることとする。

なお、本稿は、福田が一九八〇年三月末日を以て本学を退職するに当たって、その共同研究の代表者としての責務の一つとしてまとめたものである。その時点を以て、山口家文書の整理と分類の共同研究の第一段階は終了した。一九八〇年四月より、東海大学講師野崎昭雄が非常勤として本学に出講することとなったので、河内・滝本二名と野崎が、今後、同家文書の内容的検討を進めてゆくこととなっている。当面、本稿と同一形式による作助関係文書史料の紹介、日記類の刊行、近代の書簡類の目録と、とくに左七郎関係の書簡類の紹介が予定されていることを付言しておく。

(一九八〇・三・五)